



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社トーエネック
代表者名 代表取締役社長 野田 泰弘
(コード番号 1946 東証・名証第 1 部)
問い合わせ先 理事総務部長 志水 正裕
(TEL 052-219-1904)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の当社取締役会において、定款の一部変更の承認を求める議案を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の当社第 91 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 平成 16 年 6 月 9 日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」をいいます。)から、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行うものであります。
- (2) 本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものであります(変更案附則第 1 条および第 2 条)。
- (3) 株主の皆様の権利行使に関する手続を株式取扱規程の中で定めることを明確にするため、現行定款第 13 条において所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行	変 更 案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
<u>(株券の発行)</u> 第 7 条 本会社は、株式に係る株券を発行する。	(削除)
(自己の株式の取得) 第 8 条 本会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。	(自己の株式の取得) 第 7 条 (現行どおり)
(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第 9 条 本会社の単元株式数は、1,000 株とする。	(単元株式数) 第 8 条 本会社の単元株式数は、1,000 株とする。

現 行	変 更 案
<p>② <u>本会社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについては、この限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利) 第10条 本会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利 <p>(単元未満株式の買増し) 第11条 本会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人) 第12条 本会社は、株式につき株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め公告する。 ③ 本会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、本会社においては、これを取り扱わない。 <p>(株式取扱規程) 第13条 株式に関する取扱及び手数料については、法令又は定款のほか、取締役会が定める株式取扱規程による。</p> <p>第14条～第47条 略</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第9条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.) 2.) 3.) (現行どおり) 4.) <p>(単元未満株式の買増し) 第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 本会社は、株式につき株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め公告する。 ③ 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、本会社においては、これを取り扱わない。 <p>(株式取扱規程) 第12条 <u>株主権行使の手続</u>その他株式に関する取扱については、法令又は定款のほか、取締役会が定める株式取扱規程による。</p> <p>第13条～第46条 (現行どおり)</p> <p>附 則 第1条 <u>本会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、本会社においては、これを取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削除する。</u></p>

以 上